記載例

(表)

也中小	、旧鳩。	化性学	佐住区	療機関	性宁"	再轮中	きま
相处儿	いた「受し	土付ル	沙州区	5./宋/戊/关	11日	史机甲	调音

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	~ ·- · ·							拍处	医 療機関	番万は、	ЩΗ
	指定医療機関 番	山小医****				県庁ホームページの「指定 医療機関の一覧」から御確						
	名 称		****クリニック					認ください。 https://www.pref.yamaguc hi.lg.jp/soshiki/47/19245.h tml			naguc	
	所 在 地	〒***-** **市**F			* * 町*丁目*番*号							_
保険医療機関(訪問看護ステーションを含む)	電話番号		***-***				L					
	医療機関コード		*****									
	※該当する番号を○で囲んで下さい。											
	1 病院・診療	歯科 2 保険薬局				3	指定訪問	看護				
開設者 (指定訪問看護事業者を 含む)	住 所 (法人は所在地)	□ 〒***-* **市*:			*** *町*丁目*番*号							
	氏 名 (法人は名称及び代表者氏名)		医療法人**** 理事長****									
標ぼうしてい (医療機関		□ ***科										
			職名			氏 名						
	□ 理事長					* * * *						
役員の耳		□ 理事				* * *	* * * *					
(開設者が法人の場合) (別紙添付可)												
児慢性特定疾病医	開設者住所(治	定を更新 の規定の (指定記 よ人は記	新され7 のいず 訪問看記 所在地)	たく申 れにも 養事業 :*	請する。	いこと) 町 * 丁	を誓約 「目 * 番	する *号	(役	員含む)。	がき指定	小
山口県知事 様				押印は不要です(法人・個人とも)								
					i							

※上記欄は原則全て記入し、直近の指定申請(変更届含む)から変更がある事項の□にレ印を付すること。

児童福祉法 (抜粋)

- 第十九条の九 第六条の二第二項の指定(以下「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の開設者の申請があつたものについて行う。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の 各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医 療機関の指定をしてはならない。
- ー 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾 病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算し て五年を経過しない者(当該指定小児慢性特定疾病医療機関 の指定を取り消された者が法人である場合においては、 当該 取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号) 第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法 人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」とい う。) であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過し ないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定 を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知が あつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取 消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)である とき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機 関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事 実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療 機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本 文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し に該当しないこととすることが相当であると認められるもの として厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日(第七号において「通知日」という。)から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から

- 起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 第五号に規定する期間内に第十九条の十五の規定による指定 小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合 において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る 法人(当該辞退について相当の理由がある法人を除く。)の 役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退について 相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該 申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに 該当する者のあるものであるとき。
- + 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号 までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次 の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病 医療機関の指定をしないことができる。
- 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法 第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保 険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないと
- 二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十九条の十三の規定による指導又は第十九条の十七第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。
- 三 申請者が、第十九条の十七第三項の規定による命令に従わないものであるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定小児慢性特定疾病医療機関として著し 〈不適当と認めるものであるとき。